

ICC国際交流委員会 海外就業体験プログラム

重要事項ガイダンス

【海外就業体験実習コースに参加される皆様へのお願い】

参加申込前に必ずお読み頂き、内容を理解し、同意された上でお申し込みください。

また、ご出発前に再度内容をご確認頂きますようお願い致します。

ICC 国際交流委員会
(株) ICCコンサルタンツ内
2019年5月改訂

【ICC国際交流委員会（株）ICCコンサルタンツ内）の役割】

海外就業体験プログラム（以下「本プログラム」）ではあなたが海外で就業体験を通じて自立、成長することを目標にしています。ICC国際交流委員会（以下、「ICC」）ではこの目標を達成できるよう、あなたの意向を最大限に取り入れ、手配・斡旋と相談に応じる役割を担っていますが、実習国滞在中のあなたの行動は全てあなたの責任において対処する必要があります。

【あなたとICCの望ましい関係】

あなたとICCの望ましい関係を確認しましょう。あなたが海外での実習生活、住環境に慣れ、生活のペースもつかんで毎日が充実しており、私たちICCの存在を意識しないような状況、それがあなたとICCの望ましい関係です。

【相互努力の約束】

ICCは、あくまであなたの本プログラムの成功を最大の目的と考えております。したがって、場合によってはあなたにとって厳しいアドバイスをすることもあります。あなた自身がICCのお客様であるという意識を強く持ちすぎると、良い結果が生まれません。ICCの努力に対し、あなたもICCを信頼し努力することを約束してください。

【実習とは】

本プログラムにおける「実習」とは、「海外の職場にて、他の従業員と同様または補助的な業務を経験することで海外の職場文化やそこで働く人々のワーキングスタイルを学び、自身の職業観の構築に役立てる」ことを趣旨としています。しかし、いわゆる「実習」という言葉から想定されるような授業や先生がいる受け身の講義ではなく、あなたが積極的に考え、進んで発言や行動をすることを実習先では歓迎しています。また実習先の他の従業員と同様に、仕事に対する責任や意識を求められることをご理解ください。

【あなたと実習先の関係】

双方の関係では、あなたはお客様ではなく、実習先の企業/団体に対し共感し貢献することが求められています。

以下の事項をご理解ください。

- (1) ICCの実習先企業/団体におけるあなたの受け入れは、あくまでも受け入れ企業の厚意に基づきます。短期の場合、あなたとの間には雇用契約等はありません。したがって、受け入れ機関より給与等を受け取ることはできません。
- (2) 実習先にはそれぞれ実習生の定員の枠があります。したがってあなたの英語力、経験等によって、必ずしもあなたの希望する実習先での実習ができない場合があります。その場合ICCは同業種、同職種の企業で研修が受けられるよう斡旋・紹介の最大限の努力をします。
- (3) 実習は、受け入れ企業/団体の就業規則を遵守し、誠実に実習を行って下さい。もしあなたが組織の規律を乱すような行為をした場合、ICCはあなたとの契約を解除します。また実習の当事者は実習先とあなた自身であり、実習中に発生した当事者間の紛争及びこれに基づく全ての損害について、ICCは法的責任を負いません。
- (4) 本プログラムでは、意欲の高い実習生を受け入れたいと考える実習先を紹介します。一旦実習がスタートすれば、与えられた状況の中でレベルアップをするよう日々努力していくという姿勢が大切です。実習先での環境づくりはすべてあなた次第です。

【実習内容】

実習内容は事前に概要をお伝えしますが、実際にどのような業務を任されるかは、あなたのこれまでの語学力や業務に関する知識をはじめとする能力や経験、仕事に取り組む姿勢によって変動します。また、実習開始後に実習先の意向や都合により、変更となる場合があります。あなたが実習内容について疑問等がある場合には、直接実習先の上司と話し合うことが解決の近道になることも多いでしょう。短い期間だからこそ、あなたの前向きな努力により、得られる成

果が大きく違ってきます。もし実習先が何らかの事由により実習中止を求めた場合、本プログラムでの実習は終了となります。

【実習先に関する守秘義務】

実習先で業務上知り得た情報や画像/映像は、事前に実習先より許可を得ている場合を除き、実習先以外の場で口外、使用することを禁止されています。守秘義務に反した場合、実習中止を求められたり、損害賠償を求められる場合があります。あなたが実習先に損害を与えることがあっても、ICCはその責任を負いません。

【実習先の変更について】

原則、実習先決定後は決定した実習先にて実習を行って頂きます。実習開始後は個人の都合や希望により実習先を変更することはできません。

【実習先での無断欠勤について】

無断で実習を欠席する事は禁じられています。やむを得ない理由で欠席する必要がある場合、必ず実習先に連絡を入れてください。やむを得ない場合を除いて、実習中止を求められる場合もありますので十分注意してください。

【実習の報酬】

原則、短期インターンシッププログラム(4週間~12週間)は、実習先からの報酬はありません。

【実習成果の不担保】

ICCでは本プログラムであなたの目的や成長が達成できるよう、最大限サポートいたします。ただし、あなたが最終的に満足してプログラムを終了できるか、目標を達成できるかは保証の限りではありません。

【ビザ取得に対する情報提供】

実習に必要なビザ取得は参加者による自己手配となりますが、ICCは希望の実習国にて実習可能なビザに関する基礎的な情報を提供します。ただし、各国の政府や移民局により、ビザ申請の費用や規定は予告なく変更される場合があります。また、実習生の国籍、経歴等により実習可能なビザの種類が異なる場合があります。参加者個人の状況に応じた各国のビザに関する情報収集および申請手続きは自己責任となります。

【ビザ取得に関する注意事項】

ビザの発給可否は該当国の移民局によって決定されるので、ビザの発給が遅延した際に出発が遅れる場合があります。ビザの不許可や発給の遅延によって損害が発生した場合であっても、ICCは一切の責任を負いません。

また、ビザ申請後に申請を取り下げる場合、または該当国の移民局によってビザの発給が拒否された場合、ビザ申請に伴う費用はすべて自己負担となります。

【実習の中止】

あなたが決められた期間満了以前に実習を中止した場合、本プログラムを中止したものとみなしその時点で契約終了となります。(プログラム費等の費用は返金されません)

【海外傷害保険加入】

海外に滞在中に起こりうる病気や怪我、あるいは盗難や滞在先での賠償責任などに対応するための「海外傷害保険」に必ずご加入ください。実習期間中に万が一不測の事態がおき、損失を被ったとしてもICCは一切の責任を負いません。尚、補償内容についてはあなたの責任においてどの保険に加入するかを決定してください。

【現地滞在中のあなたの法的立場】

実習国でのあなたの身分は、実習生としての一時滞在許可を得た外国人であり、その範囲でしか行動できません。もしあなたが資格外の行動をされた場合、ICCはあなたとの契約を解除し、強制送還の措置がとられても関知しません。

【滞在先でのあなたの立場】

滞在先が定めるルールに従って行動してください。

【滞在先の変更】

滞在先をICCが手配した場合、滞在先における人種、国籍、家人に対する好き嫌いや、待遇の仕方、他の滞在先との比較に基づく「滞在先の変更」の希望について、ICCはお受けいたしません。

【個人の都合でホームステイを退去する場合】

あなたの都合でホームステイを退去する場合は自己負担、自己手配により滞在方法(アパート等)に切り替えていただきます。その場合少なくとも 2 週間の事前告知期間をおき、直ちに事情をホームステイ先及び ICC に報告していただきます。万一、2 週間前までに事前告知及び報告されなかった場合、また移転先の報告がない場合は、あなたの ICC に対する報告義務違反に基づき本契約が解除され、あなたの不利益になることがあります。

【滞在先でのトラブル】

あなたが滞在先に損害を与えることがあっても、ICC はその責任を負いません。

【ICC の相談サービス】

あなたが、このプログラムの目的に沿ってまじめに努力されている限り、ICC はあなたの良きアドバイザーとして、相談に応じます。

【契約外のサービス】

一般の相談を超えた ICC のサービスを求める場合は、ICC は、予めそれにかかる費用を見積り、あなたにお知らせいたします。そのうえで、そのサービスの提供を求める場合は、予めお知らせした費用を申し受けます。

【お金の立替え・借金の保証・貸付け】

事情の如何にかかわらず、ICCや実習先はあなたのためにお金の立替え、借金の保証、または貸付けを行いません。

【緊急事故や病気になったとき】

実習国滞在中、事故や病気などの「緊急に困った事態」が起こった時は、実習先、加入保険会社、ICCに速やかに連絡をしてください。

【海外での車の運転について】

交通ルールの異なる海外での運転は大変危険なため、不用意な運転は控えてください。海外で車の運転中に万が一事故あるいは違反等を起こした場合には、現地の規則に基づき捜査、処罰される対象となります。また、やむを得ず運転を行う場合は、日本とは交通事情も異なるため、運転には十分に注意を払うほか、万が一の事故等に備え十分な保険に加入していることをご自身にて必ずご確認ください。

※自動車の事故やトラブルは、日本で加入する海外留学保険で補償されない場合がありますのでご注意ください。

【正確な情報の記入】

ICCはあなたに関する情報を実習先に知らせる必要があります。また、ICCはあなたに代わって実習先の選定、マッチングを行います。そのため、あなたはICCに対してあなたの正確な情報を提供する必要があります。特にこれまでの学歴、就労履歴、補導歴の有無、心身症を含む病歴、常用薬がある場合の詳細などは必ず所定の書類に記入ください。万が一、重大な申告漏れがあった場合は、あなたが渡航した後でも、ICCはあなたとの契約を解除し、全てのサポートを中止する場合があります。また、実習先も同様にあなたとの実習中止等などの処分を受ける場合があります。

1. 天変地異、政変、動乱、ストライキ等の不可抗力による事由で、プログラムを実施することが不可能、または著しく困難になった場合
2. あなたが日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、ICCにおいて本システムの目的・趣旨に照らしてあなたの本システム参加が不適当であると認めた場合
3. あなたが実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の法律その他の法令に違反する行為をなし、ICCにおいて本プログラムの目的・趣旨に照らしてあなたの本プログラム参加が不適当であると認めた場合
4. 実習先から契約破棄などの処分を受けた場合または実習先の買収、統合、経営破綻により経営方針が著しく変更となり、実習生の受け入れ体制が変更となって実習先を変更せざるを得なくなった場合
5. あなたがICCに対し、所定の期日までにプログラム費用全額の支払を完了しなかった場合
6. あなたが正当な理由なく、実習先、事前ガイダンス等のサービスを受領せず、または実習を実施する上で必要なICCの指示に従わないなど、ICCが本契約を履行するのに困難な事情がある場合
7. あなたまたはあなたの保護者がICCに対して申告した事実に虚偽（嘘の申告）、または既往症（病歴や現在の心身の病気）の未申告などの重大な遺漏があった場合
8. その他ICCにおいて、本プログラムの目的・趣旨に照らしてあなたのプログラム参加が不適当であると認めた場合
9. その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

以上の理由でプログラム内容が変更あるいは契約解除となった場合でも、既に支払われた費用、所用実費は返金されません。